

# 日本の無形文化遺産政策の転換

: 文化庁文化審議会の言説を読み解く

横山太郎 \_ 立教大学 教授

## 目 次

- 1.はじめに
2. 文化庁文化審議会における無形文化遺産の組織上の位置づけ
3. 行き詰まる基本方針
4. 類似性ショック
5. 「規模・範囲」のロジック
6. 結び

## 要旨

第二次安倍政権の時期にほぼ重なる2010年代における日本の無形文化遺産登録は、2013年の「和食 日本人の伝統的な食文化」を境に大きく方向転換した。本稿は、この転換の意味するところとその背景を、文化庁文化審議会専門家の役割という観点から検討するものである。文化審議会のなかに置かれた無形文化遺産を審議する組織のメンバーは、単にリストへ登録する対象を選定するだけでなく、ユネスコの会議に参加して条約の運用に関する交渉に参加したり、その動向を審

\* 이 논문은 2019년 대한민국 교육부와 한국연구재단의 지원을 받아 수행된 연구임 (NRF-2019S1A5A2A03053392)

議会にフィードバックしたりすることで、不安定な足取りでスタートした無形文化遺産政策の方向を定めるのに一定の役割を果たした。その核心は、無形文化遺産条約に対応するための当初の方針が予期せぬ困難に陥るなかで、新たな方向に理論的裏付けを与えたところにあるというのが本稿の主張である。

## キーワード

日本の文化外交, ユネスコ, 無形文化遺産, 無形文化財, 文化庁文化審議会

---

## 1. はじめに

第二次安倍政権の時期にほぼ重なる2010年代における日本の無形文化遺産登録は、2013年の「和食 日本人の伝統的な食文化」を境に大きく転換した。本稿は、この転換の意味するところとその背景を明らかにするため、文化庁文化審議会の言説を検討する<sup>1)</sup>。

文化庁文化審議会は、文部科学大臣又は文化庁長官の諮問に応じて文化政策に関する重要事項を調査審議し意見を述べることを目的としている。文化審議会のなかに置かれた無形文化遺産を審議する組織のメンバーは、単にリストへ登録する対象を選定するだけでなく、ユネスコの会議に参加して条約の運用に関する交渉に参加したり、その動向を審議会にフィードバックしたりすることで、不安定な足取りでスタートした無形

---

1) 本研究が扱う「文化審議会の言説」は、公開された文献資料(文化庁ウェブサイトの議事資料、及び参加委員の著述)を対象としている。しかし政策形成の背後には、文書化されていない多くの言説が存在する。これらについては、現在聞き取り調査を進めているところだ。本研究は、現時点で検討可能な資料の範囲において、言説分析を通じて政策形成の背景と論理を検証するものである。

文化遺産政策の方向を定めるのに一定の役割を果たした。その核心は、無形文化遺産条約に対応するための当初の方針が予期せぬ困難に陥るなかで、新たな方向に理論的裏付けを与えたところにあるというのが本稿の主張である。

以下、まず文化審議会の組織を確認したうえで、無形文化財制度をベースとした当初の方針がどのようにして行き詰ったか、文化審議会がこれにどう対応したのかを、関係者の言説や議事録を通じて検証していく。

## 2. 文化庁文化審議会における無形文化遺産の 組織上の位置づけ

第二次安倍政権発足を少しさかのぼる2012年4月23日、及び2017年4月6日に、文化審議会は文化財に関する組織の構成を以下に見るように変更した<sup>2)</sup>。こうした組織変更は、第二次安倍政権期の日本の文化政策において、対ユネスコ政策の(さらにその中での無形文化遺産の)組織上の比重が次第に大きくなっていく過程を示している。

### ■2012年4月以前

文化審議会 文化財分科会

文化財分科会 世界文化遺産特別委員会(この下に、付属するワーキンググループ)

文化財分科会 無形文化遺産保護条約に関する特別委員会(2007年11月16日に設置決定)

---

2) 文化庁ウェブサイト「世界文化遺産部会」より。

このように、ユネスコの世界遺産(文化遺産・自然遺産)と無形文化遺産への対応を審議する組織は、旧来の文化財保護法が定める「文化財」という枠組みの下に置かれていた。後者の「無形文化遺産保護条約に関する特別委員会」(以下「条約特別委員会」と略す)が設置されたのは2007年のことだ。条約の締結自体は4年前の第32回ユネスコ総会(2003年10月17日)だったが、条約が発効したのは2006年4月であった。これを受けて、無形文化遺産条約への対応を審議する組織として、条約特別委員会が置かれたのである。

#### ■2012年4月の組織変更

文化審議会 文化財分科会

世界文化遺産・無形文化遺産部会(この下に、世界文化遺産特別委員会／無形文化遺産特別委員会)

2012年に、文化財分科会の下にあった世界文化遺産と無形文化遺産のグループが統合・格上げされて、世界文化遺産・無形文化遺産部会ができたことにより、対ユネスコの審議組織が、国内の文化財の審議組織から独立した。前述の条約特別委員会は、この部会のもとの「無形文化遺産特別委員会」にスライドした。

#### ■2017年4月の組織変更

文化審議会 文化財分科会

世界文化遺産部会

無形文化遺産部会

ここに至って、世界遺産と無形文化遺産の特別委員会が、それぞれ独立の部会に格上げされた。以上で確認した組織構成の変化は、はじめに述べたとおり、第二次安倍政権と重なる2012年以降の文化審議会における対ユネスコ政策のプレゼンスの拡大を示すと言えるだろう。もっとも、こうした文化庁の組織変更が官邸の意向によるものだとか、文化庁におけるユネスコ文化遺産政策が安倍政権の思想を反映するかたちで進められたとかのように理解するのは短絡的だ。

この時期の対ユネスコ政策の事例において、政権の意向がもっとも明確に表れたのは、安倍晋三首相と近い関係にあった加藤康子が推進した「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産登録であった。これはしかし、文化庁への介入で実現したわけではなかった。加藤の相談を受けて共にこれを推進した安富正文(元国土交通事務次官、現東京地下鉄会長)が、文化庁の枠組みではこれを世界遺産に提案することは不可能であったため、内閣官房の中に担当部門を作ることでこれに対応したと語っている(安富2016)。同じ時期に、文化庁文化審議会は長崎の教会群を候補に推していた。世界遺産登録への提案をめぐる政府内に文化庁と内閣官房の競争が生じたわけだが、結局政府内の「調整」により「明治日本の産業革命遺産」が優先された。のちに首相補佐官となる和泉洋人内閣官房地域活性化事務局長(当時)がこうした筋道をつけたことを安富が証言している。

以上の経緯から窺えるのは、官房が文化審議会の議論に直接介入して候補を変更させることは難しかったこと、また文化庁における文化遺産政策や、文化審議会での議論が、政権の意向からある程度自律した論理のもとで継続性をもって展開していたことである。そのことは、無形文化遺産を審議する会議体の参加メンバーからも窺える。2007年の条約特別委

員会から、途中に民主党への政権交代をはさみつつ、安倍政権下での無形文化遺産部会設立に至るまでの期間において、構成員の異動はあったものの、一貫して会議を主導したのは、宮田繁幸(東京文化財研究所無形文化遺産部長)、河野俊行(九州大学教授)、岩崎まさみ(北海学園大学教授)のような、条約をめぐる国際交渉の場に参加してきた専門家と、実務にあたる事務局の官僚であった。

### 3. 行き詰まる基本方針

文化審議会が無形文化遺産条約発効後に主に議論すべきことは、(1)条約第 12 条に定める自国の無形文化遺産の目録作成、及び(2)条約第16条1に定める「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に記載する候補の選定であった(なお、危機一覧表については該当する対象が国内にないことが確認された)。その基本方針を、条約特別委員会と文化財分科会での審議を経て2008年7月30日に文化庁が発表した。次のようなものだ<sup>3)</sup>。

(1)の目録作成については、従来の文化財保護の制度の枠組みのなかで定められた「重要無形文化財」、「重要無形民俗文化財」及び「選定保存技術」の一覧をそのまま目録としてユネスコ事務局に提出することとした。(2)の代表一覧表の提案候補についても、同じく重要無形文化財、重要無形民俗文化財及び選定保存技術の中から、それぞれの内部のジャンルと地域のバランスをとりつつ、文化財指定時期の早い順に順次選定を行い、将来的にはこれら全ての代表一覧表記載を目指すとした。この方針のもとで、最初の提案候補に雅楽、早池峰神楽、題目立など14の候補が選定

---

3) 文化庁ウェブサイト「ユネスコ無形文化遺産の保護に関する条約への対応について」より。

された(この中に文化財指定外で「アイヌ古式舞踊」が含まれたが、これは「アイヌ民族を先住民族とすることを求める国会決議」等を考慮しての例外措置だった)。

要するに、無形文化財の制度をベースに無形文化遺産条約に対応することが、2008年の「基本方針」であった。この方針の前提としてあったのが、既存の全ての重要無形文化財、重要無形民俗文化財、選定保存技術は遠からずユネスコの無形文化遺産へと登録されるであろうという(今からするとずいぶん甘く見える)考えだ。そうであるならば、それ以後の審議会において、議論すべきことは本質的には存在しなかっただろう。無形文化財のリストから原則通りに事務局が選び出してくる候補を、追認すればよいだけのだから。こうした考えも、理由のないものではなかった。無形文化遺産条約は、文化多様性の思想を色濃く反映し、世界遺産のように「優れたものを選定する」という制度ではなく、記載基準をクリアしたものは件数制限をせずに登録するという制度の設計を見込んでいたからだ(河野2004、七海2012、岩崎2012、岩崎2017)。

しかし、無形文化財の全てを無形文化遺産にスライドできる見込みも、それを前提にした候補選定の2008年の基本方針も、早々に動揺することになる。2009年9月の第4回政府間委員会(於アブダビ)から、2010年6月の第3回締約国総会(於パリのユネスコ本部)、2010年11月の第5回政府間委員会(於ナイロビ)へと至る会議のなかで、代表一覧表の審査件数の制限がルール化されたのである。これは、日本が前提としていた「制限なしの登録」という当初の制度設計からの大きな転換となったが、加盟国数の増大と事務処理能力の限界から避けられない情勢であった。

さらに、2011年11月の第6回政府間委員会(於バリ島)は、日本の無形

文化遺産選定の方針に深刻な影響を与えることになった。申請書の審査と委員会への採否の勧告をおこなう補助機関が、49件の審査のうち26件を、今回から導入された手続きである「情報紹介」(実質的には差し戻し)と判定した。そこに日本が申請した「本美濃紙」「秩父祭の屋台行事と神楽」「高山祭の屋台行事」「男鹿のナマハゲ」の4件も含まれていた。一度に14件ものペースで、リストにある無形文化財を順調に無形文化遺産に登録しようとした初期の目論見が破綻し、大きな方針転換が避けられない情勢であることは、明らかだった<sup>4)</sup>。

#### 4. 類似性ショック

文化審議会のメンバーがこうした事態をどう認識していたのかを見ていこう。無形文化遺産保護条約に関する特別委員会委員の宮田繁幸は、上記の一連の会議の経緯を、「岐路に立つ無形文化遺産保護条約」において詳細にレポートし、それが条約本来の姿からの逸脱であると主張した。とりわけ日本の4件についての補助機関の判断が越権行為であるとして、次のように厳しく批判している。

今回の補助機関への公式な委任事項は、第5回政府間委員会の決議5COM7のANNEXにある、“An assessment of each nomination’s conformity with the inscription criteria as provided in paragraph 2 of the Operational Directives”であり、案件の基準との適合性を判断することに限られるはずである。

---

4) 岩本通弥は、無形文化遺産の理念の形成過程とこれに対する日韓両国の対応を比較した論文の「付記」において、同論文を脱稿した直後(2011年)に方針の大転換が起こったことを指摘している(岩本2013: 50)。

ところが、今回は既記載案件との比較という、これまでにない観点が持ち込まれ、それが判断の大きな要素となっていた。日本の4件に関しては、いずれもすでに記載されている日本の案件との類似性が問題とされ、それが情報照会とされた主要理由であった。(宮田2012: 13)

補助機関が指摘する「類似性」の問題とは、たとえば「男鹿のナマハゲ」が、既に代表一覧表に記載されている「甌島のトシドン」に類似しているので、「無形文化遺産の重要性に対するより一層の認識の確保を推進する」という記載基準に照らして疑義があるといったことだ。こうした勧告は、政府間委員会における審議において申請書を補足説明することでくつがえすことが可能だと日本側は期待したが、それも叶わなかった。宮田は政府間委員会の審議について、「補助機関の勧告を変更する決定に対し、その議長国であった韓国代表がことごとく反発し、議事運営規則のあらゆる点を使って、変更をなるべくさせないように議事をリードした印象がぬぐえない」と述べ、4件の登録が実現しなかったことについて、補助機関と韓国代表への苛立ちをにじませた(宮田2012: 12)。

たしかに宮田が指摘するとおり、スタートしたばかりの補助機関の位置づけは不明確で、世界遺産におけるICOMOSのように、エリート主義的な選定権力を帯びていくおそれはあった。それは無形文化遺産条約がそもそも乗り越えようとしたものであり、実際、その後第7回以降の政府間委員会は補助機関の組織と運用の適切化を模索し続けることになる。しかし、ここで導入された「類似性」という新たな基準の導入については、それに抵抗しても無駄であることは明らかだった。宮田自身が「実際は日本以外の国々の反応は思ったほどではなかった」「従来から代表一覧

表の急速な件数増加や、その結果としての地域的アンバランスを嫌っていたユネスコ事務局側も、代表一覧表のクレディビリティの確保という大義名分から、補助機関側にたっていたような印象もぬぐいがたい」と認めるとおりである(宮田2012: 13-14)。

そもそもこの時点で自国内に相互に類似した無形文化遺産をいくつも抱えた国は、早くから無形文化財のリストを整えてきた日本や韓国などごく少数だった。日本のようにそのリストをそのまま無形文化遺産リストに流用するのでない限り、「類似性」基準がダメージになることはない。先述した審査件数の上限設定に関しても、同様のことが言える。いくら日本が、それは格付けや価値判定につながるものだから本来の条約の理念から逸脱していると主張しても、日本のように毎年大量の候補を提案するだけの用意がない多くの参加国にとっては、上限設定は大きな問題にならない(むしろ無形文化財制度をもってきた地域に一覧表記載が偏ることが問題である)。当初の理念を頼りに、補助機関が類似性等の基準で審査することや、審査数を制限することへの反対を主張した日本代表は、参加国と申請数の増大が審査の性質を変化させざるを得ないという状況の認識に甘さがあったと言うべきだろう。

結局、第6回委員会における提案書に関する総論決議(DECISION 6.COM 13)の第10項において、「代表一覧表に記載済みの要素と過度に類似することのない要素の申請及び記載の重要性」が明記された<sup>5)</sup>。この段階で、無形文化財の無形文化遺産へのスライドという日本の基本方針の維持は不可能になったと言える。日本はいわば後退戦の局面に入った。すなわち、今後申請する無形文化遺産と類似するものが国内に(また

---

5) ITH/11/6.COM/CONF.206/Decisions: 49.

国外に)存在するときに、それらが補助機関における類似性判断で不記載や情報紹介とされてしまわないための戦略が必要となった。日本代表は第6回政府委員会のさなかに、その具体的な措置を取った。次回政府間委員会の前に、無形文化遺産要素の適切な規模あるいは範囲に関する検討をおこなう政府間オープンエンドワーキンググループを招集する決議(DECISION 6.COM 15、第10項)に漕ぎ着けたのである<sup>6)</sup>。

「無形文化遺産の要素の適切な規模あるいは範囲」(the right scale or scope of elements of intangible cultural heritage)とは、次節で詳しく見ていくように、「類似性」を飼い慣らして国内の全ての無形文化財を今後も無形文化遺産の代表一覧表に登録していくための戦略的な概念だった。この戦略に沿って、日本の無形文化遺産政策は当初の基本方針を転換し、複数要素の一括提案の方針へとソフトランディングしようとしたと考えられる。次節で検証するように、その論理的な筋道を、文化審議会における言説のなかから読み取ることができる。

## 5. 「規模・範囲」のロジック

2013年1月17日に開催された文化審議会文化財分科無形文化遺産特別委員会第1期第2回の主な議題は、2012年12月に開催された第7回政府間委員会(於パリ)の報告だった。報告された事項のなかで注目されるのが、無形文化遺産の規模あるいは範囲に関する決議(DECISION 7.COM 13.B)だ。言うまでもなく、上述した日本の主導による政府間オープンエンドワーキンググループ(2012年10月22日、23日)を踏まえたものである。

---

6) ITH/11/6.COM/CONF.206/Decisions: 89.

その第7項は次の通り(下線は原資料のママ)。

委員会は、無形文化遺産の要素の「正しい」規模あるいは範囲は、2003年の条約を履行する際の多様な文脈、及びその国内的・国際的レベルでのメカニズムによって異なることに留意する。そして、締約国は、どのような目的に対してどのような規模が適切かについて注意するよう推奨する。

Notes that the ‘right’ scale or scope of elements of intangible cultural heritage depends on the diverse contexts of the implementation of the 2003 Convention and its mechanisms at the national and international levels; and recommends that States Parties be attentive as to what scale is appropriate for what purposes;<sup>7)</sup>

何に言及しようとしているのかがわかりにくい、抽象化・一般化された言明である。特別委員会では、事務局の塩川文化財国際協力室長が、この決議文の背景にある政府間オープンエンドワーキンググループでの議論を紹介した。その内容は、もっぱら日本の専門家が提出した検討ペーパーに基づいたものだったようだ。かれらはそこで、無形文化遺産条約における日本の国益を確保しつつ、それを条約本来の精神である多様性の尊重から演繹するという、理論的アクロバットを成し遂げようとした。そのための鍵となる概念が、「無形文化遺産の要素の正しい規模と範囲」だった。

以下、委員会資料1「ユネスコ無形文化遺産保護条約第7回政府間委員会(結果概要)」<sup>8)</sup>から、事務局による報告を(1)類似性と(2)規模・範囲の

7) ITH/12/7.COM /Decisions: 68.

8) 文化庁ウェブサイト「無形文化遺産特別委員会(第1期第2回)」より。

二つのポイントに区切って引用し、そこで語られていることが、日本の無形文化遺産登録の方針においてどのような含意をもっていたのかを検証しよう。

(1)類似性 (政府間オープンエンドワーキンググループでは)全ての無形文化遺産がコミュニティにとって重要であり、特色を有していることから‘similar’ではなく、‘shared’、また、‘family’という表現が締約国における翻訳等の参考として示された。

類似similarという概念は、たとえば同様の性質をもつAとBという無形文化遺産について、「似通ったものに過ぎず別個の価値をもたない」という評価に結びつきやすい。だからAとBは、共通のものを持っている、家族のような関係にある、といった見方をしようということだ。もちろんこれは、男鹿のナマハゲが甑島のトシドンと類似しているとして情報紹介に付されたことを踏まえたものだ。これは、「類似しているから登録しない」のではなく、「共通しているのだからまとめて登録する」という方向性を含意するものでもある。

sharedは本来は、複数国で共通のものを提案する際に用いられる概念である。ワーキンググループに参加した日本の専門家はそれを、一国内での複数のものの共通性へと横滑りさせようとした。そのことは、特別委員会の場で佐藤禎一委員(国際医療福祉大学教授)から「similar」「shared」「family」について質問された際の、事務局塩川の次のような説明のなかに窺うことができる。

コミュニティーを大事にする無形文化遺産の考え方からいたし

まして、たまさかその国の中か、あるいは外かでそういう規定の差があるのは不適當であって、一か国の中でも、1つ登録されているものについて、「shared」というか、「family」というかはさておきましても、同じようなものについて一緒にあわさって登録するということが、一か国についてないということについては非常に、コミュニティを大事にする条約の理念からすると不適當ではないかという議論がなされた中で、複数国提案の規定と同様に、一か国内についての規定も設けるべきではないかといった議論が行われたものでございます。<sup>9)</sup>

わかりにくい言い回しだが、ロジックとしては、次のようなものだ。「同じようなものについて一緒にあわさって登録するということ」が、一つの国の内部で認められないのは条約の理念に反する、なぜなら条約が大事にする「コミュニティ」とは一つの国の内部か外部かで定義されるものではないからだ。こうしたロジックは、しかし、ふつうは国をまたぐようなコミュニティもコミュニティだと主張する際に言われるものだろう。

こうした多少無理のある主張をおこなうほど、一国内での複数一括登録を日本は推進したかった。なぜか。それが、従来方針が行き詰まった日本の文化遺産政策に取れる、次善の道だったからだ(後述)。さて、国内の複数一括登録を正当化した先には、国内のどれくらいの数の案件が、どれくらいの地域的な拡がりのなかで共通しているとみなせるか、という問題が浮上するだろう。「規模・範囲」scale or scopeという概念は、そのような問いにつながっている。

---

9) 文化庁ウェブサイト「無形文化遺産特別委員会(第1期第2回)議事録: 7。

(2)規模・範囲 範囲や規模は個別の背景により異なるため、共通の適切な範囲や規模を考えるのではなく、目録又は代表一覧表、緊急保護一覧表等個別の背景毎に適切な範囲や規模を考えることが適当であること、そのうえで、例えば国内の目録や、緊急保護一覧表の記載では小さくなり、代表一覧表への記載であれば、認識の向上という目的からも大きく包括的になることが導かれること(が政府間オープンエンドワーキンググループで同意された)

ここで見られるロジックと暗に言及されていることを確認しよう。複数の案件を一括する(たとえばトシドンとナマハゲを「来訪神」と一括する)際に、どれくらいの規模が「正しい」かは、「どんな目録に載せるか」によって変化するのであって共通の解はない。多様性を尊重するならそうなる。したがって、国内の目録(＝無形文化財)では甕島とか男鹿といった小さなコミュニティの文化として記載されていたとしても、「代表一覧表への記載であれば、認識の向上という目的からも大きく包括的になる」ことが論理的に帰結するというわけだ。

以上から、「規模・範囲」の考え方のポイントが明らかになる。要するにこれは、一覧表への広範囲で大規模な一括提案を安定的に可能にする枠組みに、理論的な裏付けを与えようとしたものだ。日本がこうした枠組みへ向けて第6回政府間委員会のさなかに動き出した背景には、その数ヶ月前から農林水産省が急ピッチで「和食」提案を準備していたことがあっただろう<sup>10)</sup>。これは、前年(2010年)に登録された「フランスの美食術」「地中海料理」「メキシコの伝統料理」に刺激されてのものだった。それら先行事例の担い手となるコミュニティは国全体、あるいは4カ国に

---

10) 農林水産省ウェブサイト「日本食文化の世界無形遺産登録に向けた検討会」に提案時の記録がまとまっている。

またがる広範囲・大規模のものであり、それらをモデルにした「和食」もまた日本全体を範囲とする提案を構想していた。

さらに、上述したようにこのロジックは、登録待ちになっていた京都山鉾や男鹿のナマハゲなどについて、今後は同種のものと一緒にして全国規模の提案として登録していくこと(拡張提案)へ道筋をつける。このように、「「正しい」規模あるいは範囲は…多様な文脈、及びその国内的・国際的レベルでのメカニズムによって異なる」という抽象的な決議文は、日本の無形文化遺産政策の新たな方向性を安定させるための理論的な裏付けの役割を果たすものであった。

## 6. 結び

本稿は、無形文化遺産条約発効後間もない時期に起こった日本の無形文化遺産政策の転換に対して、文化審議会に関わる言説の分析によってアプローチした。明らかにした主なポイントは、以下の2点である。(1) 無形文化財の一つ一つを逐次無形文化遺産の代表リストに登録するという2008年の基本方針は、審査件数の限界という環境変化と、2011年第6回政府間委員会における記載済み要素との類似をめぐるルール交渉での敗北によって、早々に限界を迎えた。(2) こうした状況に対応するために日本が主導して開催した2012年のオープンエンドワーキンググループ及び第7回政府間委員会が定めた、「無形文化遺産要素の規模・範囲の適正性はリストの性格によって異なる」という考え方は、代表一覧表への国内の大規模な一括申請という新たな方針の理論的な裏付けとなった。

以上を通じて浮上した課題は、まず無形文化財の思想と無形文化遺産の思想との関係をより深く検討する必要があることだ。無形文化遺産

条約の成立時に松浦晃一郎ユネスコ事務局長や、愛川・フォール紀子ユネスコ本部無形文化遺産保護担当部長らが大きな役割を果たし、その背景に日本の無形文化財制度の存在があったことがしばしば指摘される(河野2004ほか)。しかし、それによって、日本の文化財保護の制度と思想のうちにある、無形文化遺産のそれとは根本的に相容れない面が直視されてこなかったのではないか。俵木悟は、条約前史としてのフォークロア保護に日本がほとんど関与しなかったことを指摘しつつ、こうした矛盾に目を向けている(俵木2018)。こうした視点に立てば、本稿が論じた2008年基本方針の失敗も、外部の状況変化のためというよりは、無形文化財をそのまま活かそうとしたこと自体の無理による必然的帰結として捉え直すことができるかもしれない。

また、本稿の示唆するところとして、日本のユネスコ外交の方針が、一つの力や思想(たとえば政権の意向や文化庁の官僚的ロジック)によって動いているというよりは、予期せぬ状況変化や思わぬアクターの出現に対応するなかで形成されているという見方も重要だ。たとえば「和食」は、従来の基本方針の枠組みの外から横やりの登場したが、第6回政府間委員会の苦境と偶然に重なったために、新方針を構想するための救世主的なモデルになった。また本稿では詳しく扱うことができなかったが、この時期の文化審議会の言説には韓国や中国の申請動向に対するナショナリスティックな警戒反応も見られ、それが結果的に新方針を後押しした面もあったように思う<sup>11)</sup>。こうした偶然性をはらんだ動態とし

---

11) たとえば、類似案件を複数国が提案するケースに関して、中国や韓国が日本の不利益になるような動きをすることを警戒する委員発言が見られる。次の通り。「中国などは必ず自分のところが起源である、ほかは波及してその変容であるという議論をしてくる」(佐野委員)。「韓国から出てくる質問はシミラリティーに関する質問で、意外に戦略的に使いたいのかもしれない」それをどのような観点で彼らは、戦略的

て政府レベルでの文化政策を捉えていくこと、またそれが無形文化財の  
伝承の現場とどう相互作用しているかを明らかにすることも、次の課題  
となるだろう。日本空間

논문 투고일 : 2021년 4월 29일

논문 심사일 : 2021년 6월 7일

게재 확정일 : 2021년 6월 14일

---

に使いたいのか、まさにアリランについて戦略的などころができる国ですので、日  
本にとってもちょっと気をつけないといけないかなと個人的には思いました」(河  
野委員)(文化庁ウェブサイト「無形文化遺産特別委員会(第1期第2回)議事録」)

## 参考文献

- 岩崎まさみ, 「無形文化遺産保護条約の概要とその意義」, 『年報 新人文学』9号, 2012.
- 岩崎まさみ, 「無形文化遺産保護条約下での「文化の多様性」」, 飯田卓(編)『文化遺産と生きる』臨川書店, 2017.
- 岩本通弥, 「総説・世界遺産時代と日韓の民俗学」, 岩本通弥編『世界遺産時代の民俗学——グローバル・スタンダードの受容をめぐる日韓比較』風響社, 2013.
- 河野俊行, 「基調講演 無形文化遺産条約の思想と構造——世界遺産条約、日本法との比較に置いて」, 『平成15年度沖縄国際フォーラム報告書「沖縄のうたきとアジアの聖なる空間」』独立行政法人 国際交流基金, 2004. PDF版が国際交流基金ウェブサイトにて公開, <https://www.jpf.go.jp/j/project/culture/archive/information/0412/12-02.html>(2021年4月24日閲覧).
- 俵木悟, 『文化財／文化遺産としての民俗芸能——無形文化遺産時代の研究と保護』勉誠出版, 2018.
- 七海ゆみ子, 『無形文化遺産とは何か』彩流社, 2012.
- 農林水産省ウェブサイト「日本食文化の世界無形遺産登録に向けた検討会」, [https://www.maff.go.jp/j/study/syoku\\_vision/kentoukai.html](https://www.maff.go.jp/j/study/syoku_vision/kentoukai.html) (2021年4月24日閲覧).
- 文化庁ウェブサイト「世界文化遺産部会」, <https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/isanbukai/>(2021年4月24日閲覧).
- 文化庁ウェブサイト「無形文化遺産特別委員会(第1期第2回)」, [https://](https://www.kci.go.kr)

[www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/isanbukai/mukeitokubetsu/1\\_02/](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/isanbukai/mukeitokubetsu/1_02/)(2021年4月24日閲覧).

文化庁ウェブサイト「ユネスコ無形文化遺産の保護に関する条約への対応について」, <https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/bunkazai/hogojoyaku/unesco/>(2021年4月24日閲覧).

宮田繁幸, 「岐路に立つ無形文化遺産保護条約」, 『無形文化遺産研究報告』6号, 2012.

安富正文, 「日本の「ものづくり」——「産業」の原点を伝える「明治日本の産業革命遺産」」, ウェブサイト「明治日本の産業革命遺産」, 2016. 2016年1月7日, <http://www.japansmeijiindustrialrevolution.com/people/20160107.html>(2021年4月24日閲覧).

ITH/11/6.COM/CONF.206/Decisions, <https://ich.unesco.org/doc/src/ITH-11-6.COM-CONF.206-Decisions-EN.doc>(2021年4月24日閲覧).

ITH/12/7.COM /Decisions, [https://ich.unesco.org/doc/src/ITH-12-7.COM-Decisions\\_-EN.doc](https://ich.unesco.org/doc/src/ITH-12-7.COM-Decisions_-EN.doc)(2021年4月24日閲覧).

Abstract

## Transformation of Japan's Intangible Cultural Heritage Policy : Reading the Discourse of the Cultural Council of the Agency for Cultural Affairs

Taro, Yokoyama

In the 2010s, which coincided with the period of the second Abe administration, Japan's inscription on the list of intangible cultural heritages underwent a major change in direction after the 2013 inscription of "Washoku, traditional dietary cultures of the Japanese, notably for the celebration of New Year". This paper examines the significance of this shift and its background from the perspective of the discourse of the Cultural Council of the Agency for Cultural Affairs. The members of the Council did not only select targets for inscription on the list, but also attended UNESCO meeting and participated in negotiations on the implementation of the Convention, then providing feedback to the Council. It is the contention of this paper that the Council's role was, at its core, to give theoretical support to the new intangible cultural heritage policy in the face of unexpected difficulties in the original one.

Key words

Japan's cultural diplomacy, UNESCO, intangible cultural heritage, intangible cultural property, Cultural Council of the Agency for Cultural Affairs

www.kci.go.kr

